

平成28年第3回常陸太田市議会定例会会議録

平成28年9月5日(月)

議事日程(第2号)

平成28年9月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|-------|-----|
| 11番 | 深谷秀峰 | 議長 | 10番 | 菊池伸也 | 副議長 |
| 1番 | 諏訪一則 | 議員 | 3番 | 藤田謙二 | 議員 |
| 5番 | 木村郁郎 | 議員 | 6番 | 深谷涉 | 議員 |
| 8番 | 平山晶邦 | 議員 | 9番 | 益子慎哉 | 議員 |
| 12番 | 高星勝幸 | 議員 | 13番 | 成井小太郎 | 議員 |
| 14番 | 茅根猛 | 議員 | 15番 | 福地正文 | 議員 |
| 16番 | 川又照雄 | 議員 | 17番 | 後藤守 | 議員 |
| 18番 | 黒沢義久 | 議員 | 19番 | 高木将 | 議員 |
| 20番 | 宇野隆子 | 議員 | | | |

欠席議員

なし

説明のため出席した者

| | | | |
|-------|-----------|-------|--------|
| 大久保太一 | 市長 | 宮田達夫 | 副市長 |
| 中原一博 | 教育長 | 植木宏 | 総務部長 |
| 加瀬智明 | 政策企画部長 | 檜村浩治 | 市民生活部長 |
| 西野千里 | 保健福祉部長 | 滑川裕 | 農政部長 |
| 岡崎泰則 | 商工観光部長 | 生田目好美 | 建設部長 |
| 根本康弘 | 会計管理者 | 井坂光利 | 上下水道部長 |
| 江幡正紀 | 消防長 | 菊池武 | 教育次長 |
| 関正美 | 農業委員会事務局長 | 鈴木淳 | 秘書課長 |
| 笹川雅之 | 総務課長 | 大和田隆 | 監査委員 |

事務局職員出席者

宇野智明 事務局長
柳 一行 事務局次長
鴨志田智宏 議事係長

午前10時開議

○深谷秀峰議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○深谷秀峰議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 一般質問

○深谷秀峰議長 日程第1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。3番藤田謙二議員の発言を許します。藤田謙二議員。

〔3番 藤田謙二議員 登壇〕

○3番（藤田謙二議員） おはようございます。3番藤田謙二でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

日本選手の活躍が光ったリオデジャネイロオリンピック閉会から約2週間が経過しました。12個の金メダルを初め、過去最高となる41個のメダルを獲得した日本代表チームの健闘には、全国民が感動したことと思います。特に体操やレスリングなど、最後まであきらめない気持ちから生まれたラスト1種目での逆転や、残りわずかな時間での逆転劇、さらには水泳や陸上など、団体種目における日本ならではの持ち前のチームワークで勝ち取ったりレー競技でのメダル獲得など、日本中が歓喜に沸いたオリンピックであったと思います。そんな日本の勇ましい戦いぶりから、改めて最後まであきらめない姿勢やチームワークの大切さというものを学ばせていただいたのではないのでしょうか。

また、時を同じく開催されていた夏の高校野球甲子園大会、こちらも茨城県代表常総学院のベスト8という活躍も見事でありましたが、お隣、栃木県代表作新学院の54年ぶりとなる全国制覇は素晴らしいものでありました。秋の県大会ベスト4、春の県大会ベスト8と、関東大会の出場すらできなかったチームが夏の県大会を制覇し、甲子園でもその勢いそのままに、全国3,874校の頂点に立ち、エースピッチャーも「奇跡と思うくらい信じられない、実感がない」とコメントしたように、無欲での快進撃に若さという未知なる可能性の偉大さを感じさせられた大会でありました。

そのようなスポーツに沸いた先月でありましたが、いよいよ4年後の2020年には、56年ぶりとなる東京でのオリンピック開催、そして、その1年前の2019年には、45年ぶりとなる茨城での国体及び全国障害者スポーツ大会の開催と、身近なところでビッグイベントが立て続

けて実施されるわけであります。

先日設立されました国体全国障害者スポーツ大会に向けた市の実行委員会の設立目的にも、スポーツ活動への普及・発展やスポーツを通じた交流人口の拡大、大会開催に向けて市民と行政が協働することで市全体の一体感の醸成、そして、本市の目指す生涯活躍の町、健康寿命の延伸の実現に向け、極めて有意義と期待されるとあるように、国体やオリンピック開催といった機会を契機に、市のスポーツ振興をさらに促進されるチャンスであるとも感じています。

そのような背景のもと、今回はスポーツ振興とジェネリック医薬品の普及促進の2項目について質問させていただきます。

まず1つ目は、スポーツ環境の整備についてであります。

本市には、スポーツ振興課や健康づくり推進課を窓口として、生涯スポーツを中心に各種スポーツ大会の開催や体力測定など、さまざまな取り組みが行われています。中でも、高齢者でも気軽にゲームができ、適度な運動量があって楽しむことのできるグラウンドゴルフなどのニュースポーツは、年々拡大傾向にあるように感じています。また、笹川スポーツ財団による健康スポーツチャレンジデーなども年々参加者が増加傾向にあるということで、スポーツ実施率の向上につながってきているように思います。さらに、総合地域スポーツクラブとして、身近な地域で気軽にスポーツやレクリエーションに親しむことができる鯨ヶ丘スポーツクラブなどの活動も7年目を迎え定着してきているように思います。

そのようなスポーツ環境のもと、今回は(1)として、ジュニアスポーツの推進について質問をさせていただきます。

第5次総合計画の後期基本計画にも、重点戦略の1つとして、ふるさとの未来を託す人づくりとして、地域の宝でもある時代を担う子どもたちが、健やかに心豊かにたくましく、そして時代の担い手としてふさわしく育っていくよう、子どもたちの成長を支えていく取り組みを進めていくと掲げられています。その中でも、元気で生き生きとした子どもを育成するためには、食育等はもちろん、スポーツ活動を通じた体力づくりや健康教育など、健やかでたくましい体をはぐくむ教育を推進することが重要になってきます。また、少子化の進行する本市にとっては、さまざまな子育て支援など、少子化対策の観点からもジュニアスポーツの推進というものが魅力向上の1つに位置づけられるのではないかと考えています。そこで①として、ジュニアを対象とした各種スポーツ教室の実施状況についてお伺いたします。

また、専門的な技術指導なども求められる中学校の部活動であります。全ての学校に専門分野の先生方を配置することが困難な中、②として、中学校運動部への外部指導者派遣状況についてお伺いたします。

そして、スポーツの分野に限らず一流と呼ばれる方から学ぶべきことは数多くあると思います。自分もリトルリーグ時代に、元プロ野球選手で解説者として活躍していた佐々木信也氏を初め、中学時代には山吹球場で開かれた野球教室で、王選手の一本足打法を産んだ、元プロ野球選手の荒川博氏と、投手として活躍した尾崎行雄氏から指導をいただく機会を得ました。今でもそのときの光景がはっきりとした記憶として残っています。それくらい野球少年にとっては印象深い経

験であり、当時一緒に指導を受けた同級生の中からは、ノンプロで活躍する選手が二人もあらわれたほどであります。そこで③として、スポーツのエキスパートを派遣する事業の活用状況についてお伺いいたします。

次に、市内には多くのスポーツ少年団が存在しており、青少年の健全育成の観点からもその指導に当たっていただいている関係者の方々には敬意を表する次第であります。少年団の中には、関東大会や全国大会に出場するなど優秀な成績をおさめ、中学や高校、大学で活躍するような選手育成の一躍も担っていただいております。熱心な指導には感謝の思いであります。一方で、少子化の進行に伴い、存続が難しくなっている少年団も発生してきているということで、統合などの対策に苦慮されているとも伺っています。昨年度から、「広報ひたちおた」のオオタスポーツというコーナーで市内のスポーツに親しむ各種少年団の紹介が連載されており、団員が減少傾向にあるスポーツ少年団にとっては、団員募集も含めた情報提供として意義ある特集であると感じています。そのような状況のもと④として、地域のスポーツ少年団の育成及び活動支援状況についてお伺いいたします。

次に（２）として、常陸太田大使についてお伺いします。

市の出身者または市にゆかりのある方で、経済、教育、芸術文化などの分野で活躍されている２３名の方に委嘱されている常陸太田大使制度であります。現在の大使の方々を分野別に見てみますと、経済界１３名、教育界５名、芸術文化界５名といった構成になっています。任期が３年ということで、これまでに３期が満了し、今年３月１日から新たに５名の方が加わり、４期目がスタートしているわけであります。大使の皆さんには、職場や地域などさまざまな機会を通して市の魅力やよさをPRしていただくとともに、まちづくりに対する意見や助言をいただいていると伺っています。そのような中、地域スポーツの振興という観点からも、今後はぜひスポーツ界からの選出というものも検討いただきたいと考えますが、①として、スポーツ分野からの大使選出についてご所見をお伺いいたします。

２つ目は、医療保険財政の適正化についてであります。

高齢社会の進行により、医療費が年々増加傾向にある中、厚生労働省による市町村国保の抱える構造的な問題として、年齢構成が高く医療費水準が高いこと、所得水準が低く保険料負担が重いこと、保険料の収納率低下や一般会計繰り入れ及び繰り上げ充用、さらには財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在や市町村格差の問題などが挙げられています。

そのような中、持続可能な医療保険制度を構築するための「国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成２７年５月２７日に成立し、平成３０年度からは都道府県が国保の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担うことで制度の安定化を目指すこととなっています。現在の財政責任主体である市町村においても、医療費給付の抑制のため、特定健診、特定保健指導の受診促進や加入者への予防、健康づくりの取り組みや後発医薬品の利用促進などの対策が図られてきているわけですが、今後、制度設計が見直されても、さらに医療費が増え続ければ、いずれ財政が厳しくなってしまうことは避けられません。そこで、（１）として、ジェネリック医薬品の普及促進についてお伺いいたします。

ジェネリック医薬品——後発医薬品は、先発医薬品と治療学的に同等であるものとして製造販売が承認され、一般的に研究開発に要する費用が低く抑えられることから、先進医薬品と比べて薬価が安く、患者負担の軽減や医療保険財政の改善につながるものとして普及促進が図られています。国の示す新たな目標によると、平成29年度に70%、平成30年度から平成32年度末までの間のなるべく早い時期に80%とする新たな数量シェア目標が定められました。また、ジェネリック医薬品の利用率や適正服薬を促す取り組みなどが平成28年度に前倒し実施される保険者努力支援制度の指標の1つとされる見込みで、さらなる取り組みの強化が必要となってきます。そのような中、①として、医師会や歯科医師会、薬剤師会などとの情報共有や連携も含めた普及促進へのこれまでの取り組みについて、②として、近年の利用率の推移及び県内のランキングについて、③として、普及を促進する上での課題等について、それぞれお伺いいたします。

以上、2項目8件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。教育長。

〔中原一博教育長 登壇〕

○中原一博教育長 ジュニアスポーツの推進のうち、各種スポーツ教室の実施状況についてお答えいたします。

子どもたちの発育、発達を見ると、幼児期から小学校の高学年までは運動神経の発達が著しい時期で、いわゆるゴールデンエイジと呼ばれています。この時期に多様な運動を経験し、さまざまな基礎的運動を身に付けることは、その後の子どもたちの運動能力を大きく左右することになり、この時期の過ごし方が非常に重要であると捉えております。そのため、子どもたちが運動を好きになれるような機会を提供し、子どもたちの運動能力を高めることを目的として、市では各種教室の開催に取り組んでおります。それらの教室については、3歳以上の幼児から小学校6年生までの子どもたちを3段階に分けて行っております。

まず、就学前の幼児に対しては、歌や音楽に合わせて五感を思い切り使い、親子で楽しく体を動かす、親子でリズムにのって、楽しく遊ぼう教室を行っておるところであります。昨年度、チャレンジデーの際のみ1回だけ開催し、45人の参加がありましたが、今年度はチャレンジデーを含め、3回開催いたすところあります。

次に、小学校1年生から3年生に対しては、遊びを通した徒手運動によりバランスや柔軟性を高める体育遊びで、体力づくり教室を昨年度1回開催し、36人の参加がありました。今年度は2回開催を予定しております。

さらに、小学校4年生から6年生については、全ての運動の基本となる走ることの基本を学ぶ常陸太田ジュニア陸上競技教室を実施し、昨年度、チャレンジデーを含め3回開催し、187人の参加がありました。本年度は既に2回実施し、さらにもう一回の開催を予定しているところあります。

また、幼児、児童を対象に、泳げない子どもでも安心して参加できる水泳教室を開催し、水遊びや水泳の基本を学び、子どもたちが楽しく水泳に親しむ機会の提供を行っているところです。

いずれの教室にも運動が苦手な子どもも参加でき、体を動かすことの楽しさを感じてもらえるようなプログラムやメニューの工夫をして取り組んでおります。

参加した児童や保護者からは、「走るときの腕の振り方がわかって意識して走れるようになった」「走ることが楽しくなった」「我が子の運動神経がまだ発達途中だということに気がついた」「親にはできない運動を専門の先生に指導してもらえてよかった」などの声が聞かれております。

今後とも幼少期におけるニーズに合ったスポーツ教室を開設して、積極的に体を動かすことやスポーツに親しむきっかけづくりを通して、スポーツが大好きである子どもたちを一人でも多くはぐくんでいけるよう努めてまいります。

次に、中学校運動部への外部指導者派遣状況についてお答えいたします。

中学校の部活動は、顧問の教員が担当する部に関して、必ずしも自分がそのスポーツを経験しているとは限りませんので、その種目の指導技術等について学びながら指導を行っており、特殊な種目や専門性の高い種目で学校の要望があるものについては、県が実施する運動部活動指導の工夫・改善支援事業を活用し、地域の方々に外部指導者として協力を得ているところであります。

市内の中学校での活用状況を見ますと、太田中学校においては平成22年度に弓道部が創部され、専門的な指導者がいなかったこともありまして、平成25年度まではボランティアとして地域の方に外部講師としてのご協力を得て指導に当たっていただいておりますが、平成26年度からは当該事業を活用し、引き続き外部指導者として協力を得ているところであります。また、里美中学校の女子バスケットボール部においても専門的な指導者がいないため、平成27年度から当該事業を活用しているところであります。それぞれ当該事業の利用限度日数である年間27日を有効に活用し、顧問の教員と協力しながら指導に当たっております。

次に、スポーツのエキスパートを派遣する事業の活用状況についてお答えいたします。

本市では、平成22年度に国が実施する事業を活用し、元Jリーグの鹿島アントラーズ大野俊三選手を招き、太田小学校においてサッカー教室を開催し、好評を得たところであります。また、平成25年度には、スポーツに関する専門的な知識や指導力を有する大学教授等を派遣する県の事業を活用し、機初小学校の体育の授業で茨城大学の先生を招き、専門的な指導を受け、児童がボールを使った運動に興味や関心を持つことができたところであります。

なお、小中学校以外であります。毎年5月に行われておりますスポーツチャレンジの中で、「ヘルシーラジオ体操教室」を実施しており、今年度は北京オリンピックに新体操の選手として出場しました稲垣早織先生を講師として招き、指導を受けております。

今後につきましては、児童生徒がスポーツに関心を示し楽しんで取り組むためにも、学校体育や部活動において専門的な外部講師からの指導を得ることは有効であると考えておりますので、国や県あるいは団体等が行う事業を積極的に取り入れるよう各学校に働きかけてまいります。

次に、地域のスポーツ少年団の育成及び活動支援状況についてお答えいたします。

本市のスポーツ少年団は、今年度、28の単位団に690名の子どもたちが登録しており、地域の指導者の皆様のご協力により、多くの子どもたちがスポーツ活動に取り組んでおります。スポーツ少年団の活動は、子どもたちがスポーツ活動に親しみ、継続した活動に取り組む上で重要

な役割を果たしており、市としても単位団への助成金の交付、団員の加入促進、指導者の学習機会の提供等の支援を行っているところであります。

また、「広報ひたちおおた」オオタスポーツのコーナーで、各単位団の活動紹介を連載するとともに、広く市民の皆さんにスポーツ少年団の活動の状況を知っていただき、一人でも多くの子どもたちにスポーツ少年団に加入してもらえよう情報の提供を行っております。

なお、このスポーツ少年団活動を充実させていくには指導者の資質が大変大切でありますので、成長期の子どもの健康づくりや運動能力の向上、スポーツ指導のあり方について適切な指導方法等を学ぶため、指導者を対象とした研修会を毎年開催しております。平成26年度には、「スポーツを行う子どもの栄養と食育」というテーマで茨城キリスト教大学教授の井川聡子先生を招き講演会を行いました。平成27年度には、茨城県スポーツリーダー養成講習会兼スポーツ少年団認定員養成講習会を本市で開催し、スポーツ少年団の指導者として子どもたちの育成、指導に当たる上で必要な基礎的な理論を二日間にわたり学んでいただき、新たに25名の方にスポーツ少年団認定員の資格を取得していただいたところであります。

この夏、日本選手の活躍に沸いたリオデジャネイロオリンピックが終え、3年後には茨城国体、4年後には東京オリンピックが開催されるこの機会をチャンスと捉え、スポーツ少年団活動の充実を図ることが市のジュニアスポーツの推進にもつながるものと考えられますので、地域で指導に当たられております方々と連携を深めながら、スポーツ少年団活動のより一層の活性化を図られるよう努めてまいります。

○深谷秀峰議長 政策企画部長。

〔加瀬智明政策企画部長 登壇〕

○加瀬智明政策企画部長 スポーツ分野からの常陸太田大使選出についてのご質問にお答えをいたします。

常陸太田大使は、常陸太田大使設置要綱に基づきまして、本市の魅力やよさを全国にPRをし、本市のイメージアップと観光の振興及び活性化を図ることを目的といたしまして、本市に愛着を持つ本市出身者、または本市にゆかりのある実業界、学会、芸術文化界、スポーツ界及び各種団体等において活躍をされている方々の中から、3年間の任期で市長より委嘱をすることと規定しております。本年3月より、議員ご発言にもありましたように、第4期常陸太田大使として、経済界13名、教育界5名、芸術文化界5名の合計23名の方に委嘱しております。

ご質問のスポーツ分野における大使の選出でございますが、今までスポーツ界における大使として委嘱をした方はおりませんでしたが、スポーツを通しまして本市の魅力を発信をしていただくためにも、次期委嘱に向けましてスポーツ界で活躍をされる方の情報を広く収集し、人材の掘り起こしをしてまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 医療保険財政の適正化についてのご質問で、ジェネリック医薬品の普及促進についての3点のご質問にお答えをいたします。

初めに、これまでの取り組みについてお答えをいたします。

市では平成18年に開催されました被保険者代表、医療機関代表、公益代表で構成されます常陸太田市国民健康保険運営協議会から、医療費適正化対策としてジェネリック医薬品の利用を推進する旨の答申が示されたことによりまして、平成19年度から市の医師会、歯科医師会、薬剤師会のご理解とご協力をいただきながら利用促進を図ってまいりました。

主な取り組みといたしましては、被保険者がジェネリック医薬品の使用について意思表示をすることができるジェネリック医薬品希望カードの被保険者全世帯への配布、各地区においての市民説明会の実施、さらには出前講座等での利用促進、広報等での周知及びチラシの配布などでございます。また、ジェネリック医薬品を利用することによりまして、調剤自己負担額が月額200円以上上がる可能性があると考えられます高血圧、高脂血症、糖尿病の慢性疾患を抱えた被保険者に対しまして、ジェネリック医薬品希望シールを配布しますとともに、ジェネリック医薬品に切りかえた場合に自己負担額がどのくらい軽減するのかをお知らせいたします差額通知を年に3回送付いたしまして利用促進に努めているところでございます。

続きまして、近年の利用率の推移及び県内のランキングでございますが、全ての医療用の医薬品を分母といたします旧指標での利用率で申し上げますと、平成24年4月の時点で県平均が24.7%のところ、当市では29.2%で県下で第2位でございましたが、平成28年4月現在では、39.8%と利用率は上がっておりますが、他市の利用率もそれ以上に伸びたために県平均が40.7%となりまして、順位では県下29位となっております。平成26年度からは後発医薬品のある先発医薬品及び後発医薬品を分母とする新指標が用いられまして、新指標で申し上げますと、平成28年4月現在では県平均が63.6%、当市では62.9%、順位は同じく29位でございます。

続きまして、普及を促進する上での課題等でございますが、まずは被保険者の皆様のジェネリック医薬品の効き目あるいは副作用など、品質に対する懸念や不安の払拭を図ることとございます。ジェネリック医薬品はテレビ等でも取り上げられまして、以前よりは認識が広がってきておりますけれども、実際に使用する際にはまだ抵抗感があるとおっしゃる方も多数いらっしゃいます。また、薬局において、在庫管理の面からどの程度使用するかわからない中で、多品目のジェネリック医薬品を常時確保し、安定供給するということが難しいといった課題などもございます。特に院内処方を行う診療所等では経済的に、あるいは場所的に取り組みが難しい状況にあると考えております。

ジェネリック医薬品の利用は、被保険者の負担軽減はもとより、医療保険財政の運営改善に資するものでございますので、今後とも被保険者全員にジェネリック医薬品希望シールを配布するなど、これまでの取り組みをさらに強化することにより、ジェネリック医薬品が先発医薬品と品質、有効性、安全性において同等であることを広く被保険者の皆様に周知するとともに、市の医師会や薬剤師会等とも連携をさらに密に図りながら積極的に利用促進に努めてまいります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

〔3番 藤田謙二議員 質問者席へ〕

○3番（藤田謙二議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1（1）ジュニアスポーツの推進についての①、各種スポーツ教室の実施状況については、各年齢別に3段階に分けて実施しているということで、特にゴールデンエイジに着目した取り組みについてはとても重要であり、ぜひ継続、拡充して行ってほしいと思います。開催回数も昨年度より今年度のほうが多く予定されているということで、その成果に期待をしております。

そこで、若干参加者数が気になるところでありまして、各種教室の開催告知については、どのように進めておられるのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 開催教室のお知らせについてでございますけれども、現在、募集チラシを市内の保育園、幼稚園、小学校を通して幼児や児童全員に行きわたるよう配布することによって行っているところであります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） チラシといった紙媒体だけだとどうしても情報提供量に限界があつて、どちらかという型にはまったごく一般的な募集チラシになりがちだと思うんですけれども、ホームページ等の活用というのは検討されていらっしゃるのかどうかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 事業の充実を図っていくためには、広く市民の皆さんにも知っていただくことが大変重要でありますので、現在の周知方法以外にもホームページを活用した情報提供等を行ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 先ほど1回目の答弁でも、参加した児童の感想等をご紹介していただきましたけれども、そのような参加者の生の声とかスポーツ教室の実際の画像とか、さらにはゴールデンエイジの重要性などについても、参加者募集に当たっての情報提供としてホームページ等に掲載、活用していくことで、もっと興味や関心が高まっていくものと感じていますので、ぜひ前向きに取り入れていただきたいと思います。

そして、ゴールデンエイジを対象としたスポーツ教室というのは、まさに運動やスポーツに親しむための底辺の拡大につながるものであると感じていますので、今後、事業の拡充に期待をしております。

次に②、中学校運動部への外部指導者派遣状況については、太田中学校の弓道部と里美中学校の女子バスケットボール部の2校で活用されているということですが、実際に現場での生徒たちの感想でありますとか成果というものはどのようになっているのかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 中学校運動部への外部指導者派遣に対する生徒の感想あるいは成果でございますが、太田中学校の弓道部におきましては、平成24年度以降、外部指導者の指導を受けることにより、弓道の基礎基本をしっかり身に付けることができ、関東大会に連続して出場することができております。生徒からは「親身になって見ていただき技能が向上した」「専門の指導者の

おかげで安心して弓を引くことができる」「弓道は姿勢や呼吸を大切にする武道であるので、その点をわかりやすく指導していただいております、練習ではそのことを心がけている」等々の高い評価を得ているところであります。

また、里美中学校の女子バスケットボール部におきましても、外部指導者の指導により「基礎的な技術や戦術を知ることができて、個々に応じたポジションを見きわめ、よいところを伸ばしながら技術面で指導をしていただいている」「練習メニューや方法を実態に合わせて考えてくれる」「試合中の指示が的確で自信をもってプレーすることができ、実力を発揮することができている」等々の生徒からの好ましい評価を得ているところであります。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 生徒からも非常に高い評価を得ていると同時に成果にもつながっているということでもありますから、ぜひ今後も学校が要望しやすい環境づくりに心がけていただきながら、外部指導者の活用を図っていただきたいと思います。

次に③、スポーツのエキスパートを派遣する事業の活用状況については、過去6年間で3回ほど実施しているということでしたが、今年の7月末に、本市出身でプレミアリーグのNECでキャプテン、セッターとして活躍し、2014年から2015年のシーズンで優勝するなど輝かしい成績を残し、現在、青山学院大学バレーボールのコーチの秋山美幸さんが、母校である太田中学校で後輩たちの指導を行う機会があり、私も同席して見学をさせていただきました。準備運動から始まり、基礎的なレシーブやアタックまで、技術的な指導を約3時間にわたり行ったわけですが、柔軟体操1つとっても、常にボールを使いながらボールへの執着心を高めるよう配慮されていたり、二人組で行う準備運動もトスにつながるように配慮されているなど、一つ一つの動きに意味があり、全てに無駄のない練習に、さすがプロで活躍した方の指導は一味違うなと感心いたしました。当日は日立市の河原子中と高萩市の秋山中との練習試合が予定されていたこともあり、3校が合同で指導を受けていたわけですが、生徒はもちろん、顧問の先生方にとっても大変勉強になったのではないかと感じています。

答弁いただいたこれまでに実施してきたエキスパートを活用した事業については、国や県の補助事業が主であったかと思いますが、いろいろと探してみますと、スポーツ振興や地域貢献の一環として高額な費用をかけなくてもエキスパートと呼ばれる方々の指導をお願いできる機会を見付けることも可能かと思えます。例えば、駅伝やロードレース競技に参加する子どもたちを対象に、実業団の陸上選手等に指導を依頼したり、プロスポーツでも現役を引退した選手たちによるサポート事業などを展開しているところもありますので、ぜひ国や県の事業以外にも市独自で予算化しまして、地域の子どものスポーツ育成につながるわくわくするようなチャンスを作っていただきたいと思います、こちらは要望をいたします。

次に④、地域のスポーツ少年団の育成及び活動支援状況については、単位団への助成金交付を初め、団員への加入促進、指導者の学習機会の提供など、多方面で支援を実施されている旨、理解をいたしました。そのような支援の中でも団員の加入促進に向けた活動紹介などの情報提供というのは、とてもありがたいサポートであると考えています。そこでぜひ継続した情報提供の場

として、「広報ひたちおおた」オオタスポーツで掲載した内容を、先ほどの①の質問でも取り上げさせていただいたように、ホームページ等を活用していつでも見られるような環境を整備されてみてはとありますが、ご所見をお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 教育長。

○中原一博教育長 広く市民の皆さんにスポーツ少年団の活動を知っていただくことは、子どもたちのスポーツ振興を図る上で大変重要でありますので、先ほどお答えいたしましたジュニアスポーツ教室とあわせて、今後は現在の周知方法以外にもホームページ等を活用し、スポーツ少年団の活動を広く市民の皆さんにお知らせして、スポーツ少年団活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 次、（2）の常陸太田大使については、ぜひ子どもたちの目標やあこがれにもつながるようにスポーツ界からも選出していただいて、委嘱していただけるようにこちらも要望いたします。

次に、大項目2、（1）ジェネリック医薬品の普及促進についての①、これまでの取り組みについては、ジェネリック医薬品希望カードやジェネリック医薬品希望シールの配布、さらには差額通知などの送付と、平成18年から、比較的早い時期から利用促進を図り対応してきた旨、理解をいたしました。

その中で、ジェネリック医薬品希望シール配布と差額通知の対象者となっている調剤自己負担額が月200円以上下がる可能性がある被保険者は何名ぐらい該当するのか、また、その人数というのは被保険者数全体の何割に当たるかお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 差額通知の対象者でございます調剤自己負担額が月額200円以上下がる可能性がある高血圧、高脂血症、糖尿病の慢性疾患を治療する被保険者につきましては、平成27年度で申し上げますと859名でございます、被保険者数全体の6.0%でございます。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 差額通知の送付についてはいつから実施されているのか、また、通知前と通知後での利用率などの変化等についてお伺いをいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 差額通知の実施時期及び利用率の変化についてのご質問にお答えします。

差額通知の送付を始めましたのは、平成24年3月でございます。その時点では旧指標のデータのみでございましたので、旧指標でお示し申し上げますと、第1回通知発行前の直近のデータが平成24年1月の利用率になります。その利用率を申し上げますと、当市が27.0%、県平均が当時23.0%で、県内の順位といたしましては県下第3位でございました。通知送付後の利用率でございますが、先ほどの答弁のとおり、平成24年4月におきましては29.2%となっております、2.2ポイント上昇し、県下では2位という順位になってございます。その後の利用率

を申し上げますと、平成25年4月には30.9%、平成26年4月には34.6%、平成27年4月には37.4%と着実に利用率は上がってきておるところでございますけれども、順位を申し上げますと、特にその後、当市の取り組み後、総合病院さん等を中心に規模の大きな医療機関さんが取り組まれたということもございまして、順位は次第に下位のほうに下がってくるということで、平成25年が5位、26年が16位、27年4月が18位というような形で下がってきてございます。

以上です。

○深谷秀峰議長 藤田議員。

○3番（藤田謙二議員） 実は今年の5月に、会派の視察でジェネリック啓発の取り組みについて、平成26年11月に厚生労働省の先進事例として全国に紹介されました奈良県生駒市を訪問し、その担当であります国保医療課の職員から直接説明を受けてきました。

幾つか紹介をさせていただきますと、本市では被保険者全世帯へ配布した希望カードですが、こちらについては、カードは忘れやすく出しづらいためとの分析から活用していないということでありましたが、本市同様、希望シールについては非常に有効活用してございました。驚いたのはその配布数で、本市では先ほど答弁いただいたように、慢性疾患を抱えた被保険者で全体の約6%に当たる方が対象となっているようですけれども、生駒市では、何と被保険者約1万7,000全世帯へこのシールを保険証送付時に同封しまして、また、約4万7,000世帯もの全市民へも、こちらのA4判の広報の折り込みとしてシールを配布しております。さらには、市全職員にも配布するなど、市民全員に漏れなく配布するといった徹底ぶりでもございました。その上、こちらのシールが保険証の空きスペースにぴったりと張れるサイズとなっているなど、細かな部分にまで配慮が施されておりました。

また、本市でも効果があらわれている差額通知についても、向精神薬服用者と慢性新生物による治療薬の服用者を除く月額で100円以上の削減効果が見込まれる人を対象に毎月640件、平成23年9月から28年3月までの4年半で、実に3万5,147件の通知を発送しているとのことでありました。

ほかにも市独自でジェネリック医薬品推奨薬局認定制度の実施や市内の全薬局にジェネリック医薬品推奨プレートの配置、ジェネリック医薬品フォーラムの開催、ジェネリックキャッチコピー事業として市のホームページのトップページに掲載したり、市からの配布物を入れる封筒に印字したりと、さまざまな取り組みを行っていました。

そのような取り組みの成果として利用率が24%も増加し、平成23年10月から27年11月までの50カ月の診療分累計で1億6,782万3,000円、1年平均で4,027万8,000円の調剤費の削減効果につながり、差額通知など年間約1,000万円の経費がかかっているということでもございましたが、そちらを鑑みましてもその効果は非常に高いものであると感心をいたしました。そういった先進事例を参考に、ぜひ本市においても被保険者の負担軽減や医療保険財政の改善に向けた利用促進を図っていくことが②の利用率のさらなる向上にもつながるものと思っております。

ランキングについては、それ自体を重要視するものではないと思いますけれども、自分たちの市や県がどれぐらいに位置しているかを意識するとしめないのでは事業を推進する上でのモチベーションに違いが出てくると考えますので、目標を掲げる際の裏づけや動機づけといった観点からもチェックをされるとよいかと思えます。

そして、③の課題については、財政責任主体である市町村共通の課題であると考えますが、やはり成果を上げている生駒市では、ジェネリック医薬品推奨薬局認定制度により、ジェネリック医薬品をわかりやすく説明することを同意確認書の最上位に盛り込む一方で、薬局側のインセンティブとして推奨薬局として名乗ることができ、市との協力関係をアピールできるということだけではなく、推奨薬局のリストが市のホームページに掲載されることはもちろん、広報にも定期的に掲載されると同時に、差額通知送付の際にも同封されるなど、繰り返しPRしてもらえると、差額通知を作成する際に合わせて分析され作成される市内の主要病院からの処方実績の多いジェネリック医薬品のリストが提供されるという点のメリットを用意するなど、できるだけ在庫数を抑えたい薬局にとっては貴重な情報であり、薬局側からの要望もあって実施しているということでありました。

このように、薬剤師会や医師会、歯科医師会との連携が必須でありますので、ぜひ本市におきましてもさらなる連携強化を図りながら推進されますことをご期待申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、1番諏訪一則議員の発言を許します。諏訪一則議員。

〔1番 諏訪一則議員 登壇〕

○1番（諏訪一則議員） 1番諏訪一則でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告順に従い質問いたします。

安定ヨウ素剤の配布についてお伺いいたします。

去る2015年9月1日、火曜日、茨城新聞に、半径5キロ圏の東海村、那珂市、日立市、3市村の住民、約6万6,100人を対象に、甲状腺被曝を防ぐ安定ヨウ素剤の配布を始めると発表がありました。東海村と那珂市は10月から11月、日立市は2016年1月から2月、それぞれ説明会と配布会を開く予定とありました。

日立市などは、2011年2月20日の日立市議会だよりには、安定ヨウ素剤が市内3カ所に保管されているとありましたが、2016年2月15日の発表で、日立市における配布回は、2月の日曜日を利用して地域小中学校、交流センターなど9カ所で実施されるとありました。県や国からの指導で、東海村原発半径5キロ内の住民に安定ヨウ素剤を前もって配布しておくものです。

2016年2月15日の時点で、対象住民は日立市で2万5,246人になります。1万1,058世帯となります。安定ヨウ素剤を9カ所で三日間にわたって配布するというものです。2月7日には、大みか小、久慈小、久慈交流センターで、2月14日は久慈中、坂本小、坂本中、そして2月21日は久慈川日立南交流センター、東小沢老人の家、留町民センターで配布するというものでした。また2月23日、火曜日に、予備として南部支所で実施されました。

市域の一部が5キロ圏に入るひたちなか市は、2015年9月1日、火曜日、茨城新聞で、市内全域での事前配布を求めており、全域要望がまとまらず、ひたちなか市は見送りになりました。ひたちなか市はほぼ全域が緊急防護措置区域（UPZ）、おおむね5キロから30キロ圏内ですが、緊急時に多くの住民へ一気に配布するのは困難であり、予防防護措置区域（PAZ）、おおむね5キロ圏内と同様の対応が望ましいとして、緊急防護措置区域（UPZ）の住民に対しても事前配布を求めており、県との調整中でしたが、しかし2016年6月24日のひたちなか市の発表では、全国初の薬局配布方式による全市民を対象とした安定ヨウ素剤の事前配布を2016年8月中旬から順次行うとの発表でした。

ひたちなか市の配布の理由は、事故発生後の避難を要する緊急時に、全ての市民に混乱の中で安定ヨウ素剤を配るのは事実上不可能と考えた結果だと言えます。予防防護措置区域（PAZ）と同様の予防防護措置を実施する可能性の高い地域であり、事故発生後に即座に服用できるように、市民を対象に安定ヨウ素剤を事前配布する必要があると考えた結果だと言われています。

事前配布は国の原子力災害対策指針に基づく措置で、県内での配布は初めてのことです。基本的には安定ヨウ素剤は県の災害防災本部の判断に基づき、医師の指示により服用するものであり、県との取り決めにより市が保管、管理し、薬剤師を選任し、安定ヨウ素剤器具等の点検をしているものと認識しております。

同指針では、5キロ圏の予防防護措置区域（PAZ）の住民には事前配布、5キロ圏から30キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）は市町村側が保管し、事故後必要に応じて配るとしています。しかし福島第一原発事故では、福島県などが準備したヨウ素剤が国の服用指示の後れでほとんど活用されなかったと反省しています。

提言では、原発からの距離に応じて段階的に事前配布の必要性を指摘していますが、常陸太田市は防護措置区域（PAZ）の5キロ圏ぎりぎり、堅磐町、小目町、大森町と近い場所では400メートルから500メートルほどの差で入っておらず、5キロ圏から30キロ圏の緊急防護措置区域の対象になっています。日立市に接している常陸太田市の町内の市民感情としては、常陸太田市だけが対策に後れているのではないかと疑心暗鬼に陥っております。常陸太田市では、安定ヨウ素剤の備蓄は済んでいるものの、確実に配布できる体制になっていないのではないかと問題意識があり、安定ヨウ素剤の配布体制の確立に焦点を当てて質問いたします。

（1）の①として、適時適切な配布、服用を行うため、平常時の配備や緊急時の手順や体制などを整備し、常陸太田市では現在、安定ヨウ素剤問題がどのようになっているのか、また、整備はどの程度進んでいるのか、現状を市民に情報として周知させているのか、市民に安心していただくためにもお伺いいたします。

②として、常陸太田市では、事前配布の計画及び必要性についてどのように考えているのかお伺いいたします。

③として、内閣府の2016年7月13日の発表では、原発から30キロ圏の全国の自治体に対して、乳幼児向けの安定ヨウ素剤30万人分の配備を始めると発表いたしました。乳幼児向けの安定ヨウ素剤の情報について市民はどのように周知しているのか、また、乳幼児向けの安定ヨウ素剤の

ウ素剤の確保はいつごろになるのかお伺いたします。

④として、原発から30キロ圏の東海村、日立市、高萩市、常陸太田市、常陸大宮市、ひたちなか市、那珂市、水戸市、笠間市、城里町、大洗町、茨城町、鉾田市、大子町など、9市4町1村に及び、この範囲に96万人の人口を有すると言われていています。常陸太田市では、緊急防護措置区域（UPZ）の人口はどのぐらいになるのかお伺いたします。

以上4件についてお伺いたしまして、1回目の質問を終わりといたします。答弁よろしくお願いたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 安定ヨウ素剤の事前配布についての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の本市の安定ヨウ素剤配備状況についてでございますが、配備量はUPZ圏内の昼間人口4万5,700人につきましては、13歳以上は一人2錠を服用いたしますが、この2倍量、18万3,000錠を市総合保健センターに備蓄をしております、さらに県におきましても各市町村の1回分を備蓄をしているところでございます。

緊急時の配布体制、手順については、県及び本市の地域防災計画や県の原子力災害に備えた広域避難計画において、県と市が連携をし、複数の受け渡し窓口を設けて、避難、服用が遅延しないよう工夫し、被曝を避けるための方策をとると定められているところでございます。詳細につきましては、今後、市の広域避難計画を策定する中で定めてまいりたいと考えているところでございます。

また、安定ヨウ素剤に関する住民への周知につきましては、市のホームページの原子力防災のページに、事故が起こったときのとるべき行動として掲載をしているところでございますが、さらに広域避難計画とあわせて、住民周知の方法を検討してまいりたいと考えてございます。

2点目の事前配布の計画及び必要性についてのご質問でございますが、当市におきましては各家庭における保管対策や禁忌者、アレルギー者対策、また、薬剤の有効期限でございます3年ごとの全量回収、再配布等の課題を今後十分に検討していくこととし、当面は市における備蓄方式をとってまいりたいと考えてございます。

3点目の乳幼児向けの安定ヨウ素剤の確保についてのご質問でございますが、乳幼児は安定ヨウ素剤を丸薬として使用できませんので、粉末をシロップに溶解し服用させることとしており、既に粉末状のヨウ素剤やシロップ、調剤用の器材、服用のためのスポイト等を備蓄しております、これらについても成人向けの情報とあわせて周知を図ってまいりたいと考えております。

4点目の当市の緊急防護措置区域——UPZでございますが、この人口についてのご質問でございますけれども、本来UPZは30キロメートル圏内にあるため、里美地区の里川町、徳田町、小妻町、小中町は距離的には圏外となるものでございますが、原子力災害に備えた茨城県広域避難計画や常陸太田市地域防災計画におきましては、市全域をUPZ圏としております。このため、市域全人口、平成28年8月1日現在の常住人口で申しますと5万1,588人でございますけれども、これらがUPZ圏内人口となるものでございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

〔1番 諏訪一則議員 質問者席へ〕

○1番（諏訪一則議員） 各項目のご答弁ありがとうございます。それでは2回目の質問をさせていただきます。

①の安定ヨウ素剤の情報が少なく、情報周知がゆきとどいていないと感じますが、今後どのように情報周知をしていくのか、具体的をお願いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 現在策定を進めております常陸太田市広域避難計画の中に、安定ヨウ素剤に関する情報を掲載いたしまして、避難先や避難経路、避難方法とあわせまして住民周知を図ってまいります。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。①については理解いたしました。

次に②について、常陸太田の安定ヨウ素剤の保管場所は常陸太田総合センターで、保管数量は50ミリ錠、18万3,000錠と聞いていますが、日立市では2万5,246人、1万1,058世帯に安定ヨウ素剤を配布するのに9カ所、3日間行われています。常陸太田市では、緊急時に安定ヨウ素剤を全ての市民に混乱なく配布することが可能と考えているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 事前の安定ヨウ素剤に関します十分な情報提供と、広域避難計画に基づきまず迅速な情報伝達や避難行動を行うことによりまして、できる限り市民の混乱を少なくできるようにしてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） 次に③について、政府は2016年7月13日に、原発から30キロ圏の全国の自治体に対して、乳幼児向けの安定ヨウ素剤30万人分の配備を始めると発表しましたが、常陸太田市では3歳未満の幼児向け安定ヨウ素剤の確保数量はどのぐらいの数量と考えているのかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 乳幼児が服用いたします安定ヨウ素剤の量でございますが、1人1回当たり、生後1カ月以上3歳未満の場合は32.6ミリグラムでございます。また、新生児でございますけれども、この半分量の16.3ミリグラムが必要であるところでございますが、1万5,000人分、量にしますと500グラムを備蓄しているところでございます。当市の現在の3歳未満の人口、これが790人、本年の7月1日現在でございます。これに対しまして十分量を確保していると考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。③については理解いたしました。

次に④について、2016年8月現在の市の人口5万1,311人、市全体を対象としたとき、5キロ圏から30キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）の配布人口に対したとき、どちらにおい

ても18万3,000錠ではちょっと足りないと考えます。なぜなら、以前は40歳を過ぎた人は安定ヨウ素剤の必要性がないと言われていましたが、今は40歳を過ぎた人も飲むべきと言われています。単純計算で安定ヨウ素剤50ミリ、1回分100ミリですね。2錠、それを2回配布となりますと200ミリグラム、4錠になります。この点についてお伺いたします。

○深谷秀峰議長 総務部長。

○植木宏総務部長 市におきましては、昼間人口4万5,700人に必要な量の2倍量であります18万3,000錠を備蓄しておりますほか、県において1倍量であります9万1,500錠を備蓄しております。合わせて3倍量の27万4,500錠を備蓄しているところでございます。

先ほど議員ご質問にございました一人の分量でございますけれども、一人2錠、これを2回ではなくて1回でございますので、そこから積算をいたしてまいりますと、この備蓄量は13万7,100人分でございますので、十分な備蓄であると考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 諏訪議員。

○1番（諏訪一則議員） ありがとうございます。④については理解いたしました。

安定ヨウ素剤は市民が敏感に反応する問題であり、近隣の市の動きを市民は敏感に感じております。市民の不安を取り除くために積極的に情報を公開し、市民に安心していただくことが重要かと考えております。

ちなみにフランスでは、緊急事態になってもすぐに避難させられるとは限らない10キロ圏の住民にも安定ヨウ素剤を事前配布しています。10キロ圏内にすると常陸太田は山下町の消防本部まで入ってしまうこととなります。これはかなり大きな問題と考えています。また、常陸太田市の9割の人口が5キロ圏から30キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）に居住していることについても、市民に混乱なく配布することの難しさを感じております。

以上問題提起しながら、一層の努力を凶っていくことをご期待申し上げ、以上をもちまして、私、諏訪一則の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○深谷秀峰議長 次、8番平山晶邦議員の発言を許します。平山晶邦議員。

〔8番 平山晶邦議員 登壇〕

○8番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従いまして一般質問を行います。

4月に入った28行政年度も9月に入りました。9月は執行部の皆さんも上半期の状況を検証し、下期にどのように実績を上げるのかを考える月になっています。上期は道の駅ひたちおおたも開業して勢いがついた状況なのではないでしょうか。下期も茨城県北芸術祭が9月17日から11月20日まで開催され、県北に焦点が当たった期間になっていくと思います。しかし市の事業は交流人口の拡大だけではありません。市民のさまざまな福祉の向上に努めなければなりません。各事業部門においても行っている事業の進捗状況、そして事業について課題、問題を下期に向けて整理し、取り組んでいく時期だと思えます。前段に以上のことを申し上げ、質問に入ります。

第1の質問として、指定管理者制度で運営している施設の経営・運営管理について質問をいたします。

私は、国の「官から民へ」の合言葉で始まった指定管理者制度はとてもすばらしい制度であると考えております。その制度の運用は、財政が年々厳しさを増す地方行政にあっては、施設を所有する地方公共団体の負担の軽減や民間のノウハウを活用したサービス向上による利用者の利便性の向上などの意義を考え取り組んでいかなければならないことだと思います。しかし、本市における指定管理者制度による施設運営は、経営上や運営上、施設ごとに格差が生じているのではないのでしょうか。公共の施設でありますから、格差が生じたままでは問題があると言わざるを得ません。私は、3月、6月議会で指摘いたしました指定管理者の第三セクターの経営問題などもありますし、施設の運営状況による問題もあるように思います。そのことを指摘して、7項目について現状と対応について質問をいたします。

1点目の質問として、本市の指定管理者制度で運営している施設数を部門ごとにその数を伺います。

2点目として、指定管理料以外の費用を支出している団体はあるのかについて伺います。

3点目として、市と指定管理者は、定期的な収支報告会や運営会議等を設けているのかをお伺いをいたします。

4点目として、市は市民のチェック制度を機能させているのかを伺います。

5点目として、市及び第三者機関等による監査を指定管理者は受けているのかを伺います。

6点目として、市は指定管理者のリスク分担に関する事項や損害賠償保険の加入や労働法令の遵守や雇用労働条件や個人情報保護の情報管理体制が適切に運用されているのかを確認しているのかを伺います。

7点目として、市がサービス向上や経営状況の均一化を図るための指定管理者等を集めた研修などを実施しているのかをお伺いをいたします。

以上であります。現状と今後に向けての方策がありましたら、答弁の中で触れていただきたいと思っております。第1の質問は以上です。

第2の質問は、補助金の支出団体の運営管理について質問をいたします。

補助金を支出するに当たっては、事業にふさわしい団体に対して年度当初に補助金を支出して、事業年度が終わったら実績報告を提出していただいているのだと思っております。私は、年度の途中で市と補助金を受け取る団体との接点が現在は非常に少なくなっているのではないかと考えております。このような接点が市と補助金団体の中で必要であると考えておりますので、2点ほどお伺いをいたします。

1点目として、市として、市と補助金支出団体は補助事業の進捗状況などを検証する会議等を設けているのかを伺います。

2点目として、市は補助金の交付によってどのような効果があるのかをどのように検証しているのかを伺います。

以上、大きな項目で2項目の質問をし、1回目の質問といたします。

○深谷秀峰議長 答弁を求めます。総務部長。

〔植木宏総務部長 登壇〕

○植木宏総務部長 指定管理者制度で運営している施設の経営、運営管理についての7点のご質問にお答えをいたします。

1点目の指定管理者制度を導入している施設数につきましては、部署別に申し上げますと、市民生活部が1施設、保健福祉部が5施設、農政部が1施設、商工観光部が12施設、教育委員会が3施設、里美支所が1施設、合計23施設に導入いたしまして、指定管理者数は13団体となっております。

2点目の指定管理料以外に費用を支出している団体につきましては、指定管理の内容に含まれていない事業費へ補助金を支出している団体が一部ございますが、それ以外につきましては指定管理料以外の支出はございません。

3点目の指定管理者との定期的な収支報告会や運営会議等につきましては、指定管理者モニタリングマニュアルにおいて、月報の作成、確認及び連絡調整のための打ち合わせは毎月行うこととしており、各担当部署において毎月の業務報告書の提出の際に連絡会を実施しているほか、指定管理者によっては年に数回の収支報告会を実施しているところもございます。

4点目の市民のチェック体制についてでございますが、指定管理者の評価は、指定管理者制度モニタリングマニュアルに基づきまして、指定管理者の自己評価、所管課の評価、指定管理者選定委員会における総合評価を実施しておりますが、その結果につきましては現在のところ市民の皆様へは公表しておりません。

5点目の監査につきましては、市監査委員より毎年抽出されました指定管理者の監査を受けておりますほか、各担当部署による監査を行っているところでございます。

6点目のリスク分担に関する事項や損害賠償保険の加入、個人情報保護管理、労働法令の遵守等につきましては、各施設の指定管理者募集要項及び協定書の中で定められているところで、これに基づきまして運用しているところでございます。

7点目の指定管理者を集めた研修会につきましては、実施をいたしておりません。

なお、指定管理者は市民の皆様が利用する施設を管理運営するものであり、市といたしましても指定管理事業が適切に行われているのかを市民の皆様にも知っていただく必要があると考えておりますので、今後につきましては、モニタリングマニュアルに基づく総合評価の公表について検討してまいりたいと考えております。

また、接遇や経営管理などの研修につきましては、それぞれの指定管理者において実施しているところではございますが、今後につきましては担当部署の職員間等において情報共有を密にし、適切な運営管理とさらなるサービスの質の向上が図られるような体制づくりに努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、補助金支出団体の運営管理についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、市と補助金支出団体は、補助事業の進捗状況などを検証する会議等を設けているのかとのご質問でございますが、現在、当市におきましては、平成28年度当初予算におきまして、団体運営費補助28団体、約1億1,900万円でございます。事業費補助につきましては155事業、約8億7,200万円でございますけれども、これを予算化しているところでございます。

補助金の交付に当たりましては、補助金等交付に関する条例、補助金等交付に関する規則のもと、担当課において各事業ごとの補助金交付要綱に基づき交付の申請を受け、事業の目的や内容、経費の使用法、事業遂行に関する計画、補助金の算出基礎等につきまして審査や調査を行い、交付の決定をしているところでございます。また、事業終了後、実績報告書により内容が適正であるか等について審査を行った上で補助金の交付を行っております。

補助金交付後の事業の効果の検証につきましては、基本的に担当課において行っておりますが、事業によりましては事務事業評価で検証され、一方では監査委員による決算監査、財政援助団体に対する監査も実施いたしまして、適正な執行であるかの確認がなされているところでございます。

補助金が交付の目的を効果的かつ効率的に達成する上で、事業終了後の実績報告による検証はもちろんでございますが、事業によっては、年度途中において進捗状況の把握に努めることは事業課において必要なことであると認識しているところでございます。

各事業課における会議、ヒアリング、現地確認等の進捗状況の把握の状況でございますが、年度途中の検証が難しい事業等を除きますと、約8割程度の補助事業で現地確認や補助事業者とのヒアリングによりまして進捗状況の確認が行われており、その他にも総会やイベント、研修会等に参加するなど、補助事業者とのかかわりの中で現況を把握している状況でございます。

今後とも補助事業者に必要な応じて係ることによりまして、適正な進行管理に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、補助金の効果をどのように検証しているのかとのご質問でございますが、各種補助金の執行については、年度初めの行政経営会議におきまして、予算執行に当たっての留意点の1つとして、交付した補助金が有効に活用され適正な処理がなされているか精査するなど実態を把握し、一層の改善合理化を進めることとし、全庁的に周知を図っているところでございます。

各担当課におきましては、おおむね年度途中に補助事業者に対するヒアリングや現地確認などによりまして、事業の進捗状況や進めていく上での課題等を把握し、事業が補助金の交付目的に沿って適切に行われているかどうかを確認しているところであり、引き続き補助金の適正な管理執行について全庁的に周知をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、財政課といたしましても、予算編成の際の担当課とのヒアリングを通じまして、公益性、公平性、社会的ニーズ、行政効果を念頭に置きながら、有効に活用されているかどうかを精査してまいりたいと考えております。

今後につきましても、補助金の交付に際しましては、補助事業が交付目的に合致しているかどうか十分に見きわめ、その目的に沿った適正な事業が執行されているかどうか、的確な進行管理を行うとともに、その効果の十分な検証把握に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 平山議員。

〔8番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○8番（平山晶邦議員） 2回目の質問をいたします。2回目は要望を申し上げたいと思ってお

ります。内容等に関しては十分に理解をいたしましたので、要望を申し上げたいと思います。

第1の質問の指定管理者制度で運営している施設の経営、運営管理については、本市の指定管理者の経営格差、先ほども申し上げましたが運営格差が生じていることは事実であります。私は、3月議会、6月議会でも取り上げましたが、例えば同じような施設でJA常陸には指定管理料を支出しておりませんが、水府振興公社には3,000万円近い指定管理料を支出している事実は、やはり経営格差が生じている事例であると思います。運営管理についても、事業部門が同じでも運営のよさや悪さが生じていることは、その指定管理施設に行ってみればわかります。指定管理されている施設を利用される方は、常陸太田市が経営し、運営していると大部分の方は思っているのではないのでしょうか。それゆえ接遇や運営や経営の均一化した体制は大切だと考えております。

ご答弁で、今後、研修などを実施して、接遇や経営管理や運営管理とさらなるサービスの質の向上を図る体制づくりを行うという回答がありましたので、ぜひ下期に向かっては研修の実施などを行っていただきたいと強く要望をしておきます。よろしく願いをいたします。

また、第2の質問の補助金支出団体の運営管理については、ぜひとも今後についても事業を行う支出団体と課題、問題の共有化を図りながら、連携を密にした対応をお願いしたいと思います。

以上、2つの質問に対して要望を申し上げて、私の一般質問を終わります。

○深谷秀峰議長 次、6番深谷渉議員の発言を許します。深谷渉議員。

〔6番 深谷渉議員 登壇〕

○6番（深谷渉議員） 6番公明党の深谷渉でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、防災についてでございます。防災の質問をする前に先立ちまして、今回の台風10号の豪雨による甚大な被害に遭いました東北、北海道の方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げるとともに、亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げます。改めて自然災害の脅威、恐ろしさを感じております。また、充実した防災対策の必要性もさらに実感しているところでございます。

最初に、防災についての被災者支援システムの導入についてお伺いをいたします。

被災者システム全国サポートセンターの無償支援システムについてでございます。この被災者支援システムは、1995年の阪神・淡路大震災で壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が独自に開発したシステムで、現在、地方公共団体情報システム機構の被災者支援システム全国サポートセンターにおいて全国の地方公共団体に無償で公開、提供されております。災害が発生した場合、「災害対策基本法」第90条の3第1項において、市町村長は被災者の援護を総合的かつ効果的に実施するための基礎となる被災者台帳を作成することとされております。被災者台帳を導入することによって被災者の状況を的確に把握し、迅速な対応が可能になるほか、被災者が何度も申請を行わずに済む等、被災者の負担軽減が期待されております。このため、近年、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震等、大規模災害のみならず災害が多発する中、被災者台帳の作成への認識が高まってきておりますが、その作成は必ずしも進んでおりません。

こうした実態を踏まえ、内閣府においては、平成26年度、被災者台帳調査業務報告書を取り

まとめ、地方自治体に対して先進事例集、導入支援実証報告及びチェックリストを提示しております。この内閣府の報告書において、被災者台帳の先進事例の1つとして取り上げられているのが、先に述べました西宮市開発の被災者支援システムでございます。このシステムは多くの自治体で利用されております。

そこで、本市としてこの無償の被災者支援システムについてどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いいたします。

2つ目といたしまして、県と包括協定を締結した防災科学技術研究所の新システムについてご所見をお伺いいたします。

昨年の鬼怒川の豪雨災害の自治体の対応についてはさまざまな課題が明確になってきております。罹災証明書の発行業務もその1つでございます。常総市では、罹災家屋の一次調査は9月28日までに終わったにもかかわらず、罹災証明が被災された方の手元に行き渡ったのは10月下旬と大きく遅れました。避難所に避難した方のデータベースも稼働できませんでした。当然、医療的、福祉的に支援が必要な要支援者のデータベースもまとめられませんでした。全国から集まってきた支援ボランティアと被災した方々とのニーズをマッチングさせるシステムも事前には準備されていませんでした。こうした現状の中で、被災者支援のために情報システムを構築したのは国の研究機関や民間の情報ボランティアの皆様でした。筑波の防災科学技術研究所を中心として、罹災証明書のシステム、要支援者の支援システム、ボランティアのニーズマッチングシステム、避難所の必要物資のデータベースなどが稼働しました。必要なソフトウェア、パソコンなど、ハードウェア、地図情報などの著作権問題など、この危機的な状況を防災科学技術研究所などの支援を受けて乗り越えたと聞いております。

昨年の11月、茨城県議会臨時議会で公明党の井手県議会議員は、常総市の事例でも明らかのように、この防災科学技術研究所で実用化された被災者支援システムを市町村で平時から充実させ、発災時には速やかに的確な支援体制を構築する必要があるのではないかと質問をいたしました。それに対して橋本知事は、被災者支援システムを導入できない市町村であっても、発災時には防災科学技術研究所からの支援を受けることができるよう、県と防災科学技術研究所との間で包括連携協定を締結し、平時から県主催で市町村職員を対象とした支援システムの利用訓練を行うなど、発災時の的確な被災者支援体制を構築できるように努めてまいりますとの答弁をいたしております。その約4カ月後、今年3月16日に、県と防災科学技術研究所との間で包括的な連携協力に関する協定を締結しております。

これらのことを踏まえ、この防災科学技術研究所の被災者支援システムについてのご所見をお伺いいたします。

次に、この被災者支援システムの導入についてでございます。

平成26年8月の豪雨による広島土砂災害や今年4月の熊本地震において、この被災者システムが導入されていたにもかかわらず、導入後の運用が適切になされていなかったため、いざというときに十分使えなかった事例も発生しております。広島市では、現在はこのサポートセンターの支援のもと、適切に運用されているそうでございます。各市町村の被災者支援システムにおい

ては、被災者支援システム全国サポートセンターのシステムにおいても、また、防災科学技術研究所のシステムにおいても同様に、平時から充実させ、進化させ、多くの職員が利用できるようにしていかなければ、いざという発災時には、先ほどの例のように、速やかに的確な運用ができずにその意味を持たなくなってしまうおそれがあると思います。本市としてこの被災者支援システムの導入についてのご所見をお伺いをいたします。

続きまして、福祉避難所についてお伺いをいたします。

社会福祉法人等の協定締結による福祉避難所の指定数と受け入れ人数についてお伺いをいたします。

熊本地震では、一般避難所での生活が困難な高齢者や障害者への支援が大きな課題でした。高齢者や障害者など災害弱者やその家族を優先的に受け入れる福祉避難所は、各自治体と協定を結んだ老人福祉施設などで開設いたします。熊本市が事前に計画で指定していた福祉避難所は176施設であり、約1,700人の災害弱者の受け入れを想定していました。しかし、続く震災で利用できなくなる施設もあり、5月22日の時点では73施設、341人の利用にとどまっていたのが現実だそうです。避難が長引くにつれ、今後、どれだけの人を受け入れるのか正確な数字を把握することは容易なようではないようです。そこで、本市の福祉避難所は何カ所指定されているのか、またその受け入れ人数についてお伺いをいたします。

次に、具体的な受け入れまでの運用ですが、福祉避難所に避難できるまでの判断基準や移送する手順についてお伺いをいたします。また、福祉避難所への支援物資の供給や当該施設の備蓄品などについて、どのような協定が結ばれているのかお伺いをいたします。

3点目に、被災直後の災害廃棄物についてお伺いをいたします。

私は先月8月に、茨城NPOセンター・コモンズの代表理事、横田さんの講演を聞きました。横田さんの常総市事務所でも昨年の洪水被害に遭いながら、常総市水害対策NPO連絡会議を県内外の63団体に呼びかけて立ち上げ、日々の活動に関する情報共有の場を発災直後から、活動を終えた夜、毎日開催して被災者支援の活動をしてきました。そして最終的に、常総市に被災者支援策に関する提案書を出されております。

横田さんの講演の中で、発災後に常総市の地域住民が困ったこととして次のことを述べております。少し引用させていただきます。

災害ごみをどう出すか、災害ごみをどこにどう運ぶか、食料の確保、水の確保、トイレの問題、寝るところの確保、車のレッカーによる移動と廃車の手続、消毒はどのようにするのか、新聞もない中、どう情報を得るのかなどでした。

災害ごみは、その処分の方法が市から明示されるのが遅かったために、公園や空き地に、場合によっては私有地に一時的に不法投棄されることになりました。事前に分別して、特に石膏ボードと畳などの分類は必須であります。一時保管できるような場所を設定できればその後の処理が非常にスムーズにいったと思われれます。

消毒については、カビに対する対応も重要です。床下に入り込んだ泥を取り除くこと、水を含んだ断熱材をはがすこと、そして徹底的に乾燥させることなど、カビ対策のノウハウが地域にも

行政にも全くありませんでした。多くの車が水没し使えなくなりましたが、その処分も当初混乱しました。全国からさまざまな業者が集まり、ずさんな対応、不正な対応が横行しました。信頼できる業者に委託できるようなシステムづくりが必要です。

以上が発災後に常総市の地域住民が困ったこととして横田さんが述べたことでございます。

東日本大震災を経験した私たちも理解できることが多々あります。そこで、災害直後に困ったこととして横田さんが公表した災害廃棄物についてお伺いをいたします。

水害のときは、住民は水が引くとすぐに家の片づけに入り、災害廃棄物をどうするのかという問題に直面します。その場所の指定が後れると、常総市のように市の公園や空き地に不法投棄される事態に至ります。本市として災害廃棄物の仮設置き場を災害の種類別にあらかじめ決めておく必要があると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして、地域防災計画の廃棄物分別による受け入れ体制についてでございます。また、本市の地域防災計画には、災害廃棄物の処理について分別による受け入れを行うものとしておりますが、具体的にどのように分別するのか明記されておりません。発災してからでは市民にその分別内容を徹底周知は難しいと考えられますし、迅速に対応するためには、あらかじめ水害時、また震災時ではどのような廃棄物が出るのか予測がつくと思いますので、分別の種類を決めておく必要があると考えます。廃棄物の分別による受け入れ体制についてご所見をお伺いいたします。

続きまして、共有資産についてお伺いをいたします。共有資産の固定資産税分割納付についてでございます。

私は今年の3月の定例議会で、共有地の不明化問題に絡み、納税が困難になってきている状況やその相談内容を伺いました。総務部長の答弁では、今後さまざまな事例の相談が寄せられることと予想されますが、引き続きまして法令等に従い、適切に対応してまいりたいとのご答弁でございました。ここで改めて、「地方税法」の内容と共有資産の納税方法、現状の問題点についてお伺いをいたします。

続きまして、共有資産の納税額を各人の所有権、持ち分割合で案分して納税する分割納付についてでございます。

共有資産をお持ちの市民の中には、その共有資産のおおのの持ち分割合で納税額を案分しておおの個別に納付できるようにすれば、共有資産の代表者が苦勞することがないのではないかと思っている人が少なくありません。さらにこのままの納税方法が続くと、代表者が亡くなったときに次の代表者のなり手がなくなったらとの危惧も聞かれます。そこで、この持ち分割合で案分して納税する、いわゆる分割納付についてのご所見をお伺いいたします。

続きまして、共有資産に係る固定資産税分割納付取扱要綱策定についてお伺いいたします。

共有資産の納税方法は、「地方税法」だけの運用では市民の理解が得られず限界があるとの判断で、多くの自治体で市民の負担軽減を図る必要性、収納率の向上や滞納防止を目的に共有資産に係る固定資産税分割納付取扱要綱を策定し、対象者の申請に基づいて分割納付を認めているのが実情でございます。本市でも分割納付取扱要綱を策定し、納税者である市民の利便性を図るべきと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

続きまして3番目に、社会的孤立についてお伺いたします。

ひきこもりの社会復帰支援についてお伺いをいたします。

現役世代の不就労者、ひきこもりの社会復帰は、地域の活性化の一助にもなり、高齢家庭の負担軽減にもなります。そして何よりその家庭、家族に希望が見えます。地域で就労できずに引きこもっている実態を調査し、支援策の実施が求められると考えられます。

厚生労働省では、ひきこもりの定義をさまざまな要因の結果として社会的参加、つまり義務教育を含む就学、非常勤職員を含んだ就労、家庭外での交遊など、それらを回避し、原則的に6カ月以上にわたっておおむね家庭にとどまり続ける状態、他者との交わらない形での外出はよいとしております。それがひきこもりの定義だそうでございます。現在、厚労省の調査では、平成27年8月現在でございますけれども、26万世帯と推計されているそうでございます。また近年では、ひきこもりの高齢化が進んでおります。

全国ひきこもりKHJ親の会の調べによると、ひきこもり始める年齢が横ばい傾向にあるものの、平均年齢は上昇傾向にあります。近年では、一旦社会に出てから挫折したことでひきこもりの状態になる人が増え、高年齢化に拍車をかけております。また、年齢が高くなるほど抱える家庭の負担は重くなり、支援が難しくなっているのが現状でございます。問題は、ひきこもりを抱える親が既に高齢化しており、本来親の世代が年金を受給するなど、社会保障の恩恵を受ける世代のはずが、子どもが社会復帰できない、また不就労の状態が続き、果ては生活困窮に至る世帯となることが予想されます。そこで、本市におけるひきこもりに対するご所見とその実態についてお伺いをいたします。

続きまして、厚生労働省のひきこもり対策推進事業の概要及びひきこもりサポートセンター派遣事業の実施についてお伺いをいたします。

以上のような状況を踏まえ、厚生労働省では、各都道府県や指定都市にひきこもり地域支援センターを設置し、ひきこもり対策推進事業を始めております。また、当該センターと昨年4月に施行した「生活困窮者自立支援法」における各市町村の自立相談支援機関との連携体制を構築し、ひきこもりの社会復帰支援につなげる必要性を言及しております。そこで、このひきこもり対策推進事業全体の概要をご説明していただき、その事業の中で実施主体が市町村であるひきこもりサポーター派遣事業の実施についてのご所見もあわせてお伺いたします。

以上で私の1回目の質問を終わりにいたします。ご答弁よろしくお願いたします。

○深谷秀峰議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩といたします。

午前11時49分休憩

午後1時00分再開

○深谷秀峰議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

深谷議員の発言に対する答弁を求めます。総務部長。

[植木宏総務部長 登壇]

○植木宏総務部長 総務部関係のご質問にお答えをいたします。

初めに、防災についてのご質問の中で、被災者支援システムの導入についての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の被災者支援システム全国サポートセンターの無償支援システムについてでございますが、住民基本台帳を基盤に罹災証明書の発行や各種支援制度、義援金処理が可能な被災者支援システムを中核に、避難所関連システムや避難行動要支援者関連システムとも連動するもので、災害事務を一元的に処理できる効率的なものと認識をしているところでございます。

2点目の防災科学技術研究所の支援システムでございますが、発災時に速やかに市町村がこのシステムを活用できるように、茨城県が防災科学技術研究所と災害におけます連携協力をする包括協定を締結しているものでございます。

3点目の被災者支援システムの導入でございますが、現在のところ、茨城県が包括協定を締結しております防災科学技術研究所の支援システムの詳細につきまして把握をしてございませんので、今後の県の動向を注視いたしますとともに、内閣府におきましても被災者支援台帳の作成にマイナンバーの活用を検討しておりますので、これらもあわせて注視しながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、共有資産の固定資産税分割納付についての3点のご質問でございますが、関連がございますので、一括してご答弁をさせていただきます。

現状の納付方法につきましては、「地方税法」の規定により、共有者全員に連帯納税義務が課されることになっているため、代表者を選定していただき、その方に納税管理人となって納付していただく方法をとっているところでございます。しかしながら、その代表者が共有者を回って集金している場合もあり、代表者の高齢化や死亡など後継者がいなくなるといった事情などで共有者間での集金が困難になっているといった問題や過疎化によって地元に残る人が減少する中、共有者の相続人が誰なのかわからなくなったり、相続人自身が共有地の存在を知らなかったりといった事例も生じていると聞いているところでございます。

「地方税法」上は現状の賦課方法で十分とはいえ、実務上分割納付でも差し支えないという国の見解が示されておりますことや、全国的には一定の要件を定めた要綱を制定することで、行政サービスとして希望者には分割納付に応じている市町村がありますことから、本市におきましても現状の納付方法を原則としつつも、要綱を定めまして、希望者には来年度から分割納付に応じてまいりたいと考えているところでございます。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

〔西野千里保健福祉部長 登壇〕

○西野千里保健福祉部長 福祉避難所についての2点のご質問にお答えいたします。

まず、社会福祉法人等の協定締結による福祉避難所の指定数と受け入れ人数についてでございますけれども、福祉避難所の設置につきましては、阪神・淡路大震災をきっかけにその必要性が指摘されまして、全国で事前指定が進められる中、当市におきましては平成24年11月に、特別養護老人ホーム5施設、老人保健施設2施設と災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定を締結しておりまして、受け入れ人数につきましては、協定締結7施設、合計で180人と

なっております。

続きまして、具体的な運用についてでございますが、避難援護の対象は福祉施設や医療機関関係に入所、または入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所での生活に支障がございまして特別な配慮を必要とする方といたしております。市が対象者を把握した場合には、市が協定締結施設に受け入れを要請し、受け入れの了承が得られました場合に、原則として家族または支援者が移送することとなっております。また、市からの要請なしに要援護者が直接福祉避難所へ避難してきた場合でございますけれども、援護が必要な状態であれば施設の判断で受け入れが可能となっております。

また、開設の期間につきましては、受け入れの日から起算いたしまして7日以内、日常生活用具や食料など福祉避難所の運営に必要な物資の調達や、介護福祉士やホームヘルパー、看護師などの介護員の確保等につきましては、市がそれらに努めることといたしております。さらに、開設に係る経費につきましても、市が所要の実費を負担することといたしております。

続きまして、ひきこもりの社会復帰支援についての3点のご質問にお答えいたします。

まず1点目の本市におけるひきこもりの実態についてでございますが、本市におきましては、現在のところ、民生委員や保健推進員など保健福祉関係に精通している方から保健センターあるいは福祉事務所に情報提供のあった方、あるいはご家族などから直接相談をいただいた方など、約10名の方がひきこもり状態にあると捉えてございます。また、本市を管轄する常陸大宮保健所では平成23年度からひきこもり相談を開始してございまして、平成26年度までに管内で54件、延べ204件の相談を受けております。

内訳を申し上げますと、男女の割合におきましては4対1と圧倒的に男性が多く、年齢層においては10代が15%、20代が44%、30代が22%、40代が15%となっており、さらにその中の約半数の方が過去に不登校歴があるということでございます。

このような中、平成27年度より県の保健所が中心となりまして、ひきこもり者への地域支援体制の充実を図るために、保険・福祉・教育・就労・自立相談支援関係機関等の各分野の担当者で構成されますひきこもりにおける地域連携会議が設置、開催されているところでございます。本市におきましては、今後とも民生委員などの地域の皆様のご協力を得るとともに、保健所等関係機関と連携調整を図りながら情報の収集や実態の把握に努めてまいります。

次に、2つ目の厚生労働省のひきこもり対策推進事業の概要について、及び3つ目のひきこもりサポーター派遣事業の実施について、関連がございますので一括してお答えをさせていただきます。

厚生労働省では、従来から精神保健福祉士、児童福祉司、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取り組みを行ってきておるところでございますが、平成21年度からこれらの取り組みに加えましてひきこもり対策推進事業を創設いたしまして、ひきこもり対策の一層の充実に取り組んでいるところでございます。具体的には、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもり本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とするものでございまして、事業内容は大きく分けて2つございます。

1つ目は、ひきこもり地域支援センターの設置でございます。ひきこもり支援コーディネーターを配置いたしまして、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、あるいは来所等による相談に対応いたしまして、適切な助言、あるいは家庭訪問等の支援を行うものでございます。茨城県におきましては、精神保健福祉センター内にひきこもり相談支援センターが開設されております。また、そのサテライト機関といたしまして、県内の各保健所及び児童相談所にそれぞれ相談窓口が開設されております。

2つ目は、ひきこもりの長期高齢化やそれに伴うひきこもりの状態にある本人、あるいは家族からの多様な相談に、きめ細やかにかつ継続的な訪問支援等を行うことを目的といたしまして、訪問支援等を行うひきこもりサポーターを養成し派遣する事業でございます。全国的には平成25年度からスタートした事業でございます。平成27年度現在で、17自治体が派遣事業を行っていると同っておりますが、本県においては各関係機関との調整やひきこもりサポーターの候補者選定基準づくりなどに関する課題がございまして、県が主体となるひきこもりサポーター養成事業が実施に至ってございまして、現在、養成実施に向けて県と調整が進められていると同っております。

本市におきましては、県におけるひきこもりサポーター養成事業実施に向けた進捗状況等を踏まえるとともに、ひきこもりご本人、あるいはご家族の意向などにも十分配慮しながら、実態に即して派遣事業を適時適切に活用してまいりたいと考えております。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

〔榎村浩治市民生活部長 登壇〕

○榎村浩治市民生活部長 震災直後の震災廃棄物についてのご質問にお答えをいたします。仮置き場と廃棄物の受け入れ体制について、あわせてお答え申し上げます。

本市の地域防災計画においては、災害廃棄物が大量に発生した場合は速やかに仮置き場を設置し、住民からの受け入れを行う。その際、分別による受け入れを行うものとし、廃棄物のリサイクル及び処分料の削減を図るものとしております。

常陸太田市では、5年前の東日本大震災の際には、震災発生後の五日目に仮置き場を設置するとともに、市防災行政無線やお知らせ版号外等により市民への周知を行い、仮置き場には職員の配置をするなど迅速な対応に努めたところでございます。また、被害が大きかったこともございまして、被災者の負担軽減を図るために、市内の各地区に合計8カ所の仮置き場を設置し、各地区において廃棄物の受け入れを行ってきたところでございます。

また、分別につきましては、木くず、コンクリート類、瓦、大谷石、家具、畳、陶器、ガラス類、石膏ボード類などの壁材、これら廃棄物の区分を8種類に分け、震災発生後の仮置き場設置から3カ年にわたり、合計約5万8,000トンを受け入れ、処理をしてきたところでございます。

ただいま議員のご発言にもございましたが、県内において、水害による災害ごみ置き場の衛生面や土壌問題を含めた防疫面についての常総市などの事例につきましては承知をしているところでございます。これにより茨城県においては、平成28年3月に策定しました第4次茨城県廃棄物処理計画に基づく茨城県災害廃棄物処理計画を現在策定中でございます。同時に、県内自治体

に向けた市町村災害廃棄物処理計画の指針につきましても、県計画と整合性を図りながら、現在策定中とのことでございます。

今後、当市におきましても仮置き場の設置、分別区分、廃棄物処理業者等の連携による収集、運搬、処分方法について、東日本大震災の経験をもとに、茨城県の指針や専門家等の意見を踏まえながら、災害の種類、地域、規模、生活環境、公衆衛生、連携、そして周知方法などを想定した、より具体的なマニュアル等の作成を進めてまいります。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

〔6番 深谷渉議員 質問者席へ〕

○6番（深谷渉議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは再質問をさせていただきます。

初めに、防災についてでございます。

被災者支援システムの全国サポートセンターの無償支援システムについてでございますけれども、認識はされているということでお聞きしました。

1つの例といたしまして、ここに人口約2万人の奈良県の平群町というところがございます。小さな町で展開されている防災対策が海外から注目を集めております。昨年の3月に、国連の専門機関でアメリカに本部のある世界銀行——世銀が視察に訪れ、行政が稼働させている被災者支援システムの充実ぶり、そしてまた、住民ボランティアが進める防災かまどベンチの設置活動などを取材し、世銀のスタッフから絶賛を受けておりました。

平群町が導入したこのシステムは、2009年1月に、先ほど述べました被災者支援システム全国サポートセンターが全国の市町村に無償で提供しているシステムでございます。世銀のスタッフが目を見張ったのは、縦割りの行政の壁を越えた連携でございました。同町の被災者支援システムの最大の特徴は、稼働当初から最新の住民基本台帳のデータと連動し、毎日午前9時に自動更新される仕組みを作ったことでございます。ほかにも家屋のデータの連携、そして要支援者のデータの連携、そしてまた地理情報システム——GISの導入でございました。これらの担当課の壁を越えてのデータの連携を強化してきた成果でございます。

例えばGISを使えば、被災者支援システムの画面上の住宅地図で被害に遭った地域を範囲指定すると、瞬時に被災者台帳がリストアップされます。さらに自力では避難が難しい要支援者のデータも連動しているのです、すぐにその情報が引き出せるというシステムでございます。こういった被災者支援システムの導入に対しまして、世銀スタッフが目を見張ったのでございました。

私は平群町の町会議員経由でその電算システムを担当した方の文書を入手いたしましたので、この内容の文書を読ませていただきますと、まず、被災者支援システムの導入の目的というのは、こういうふうに書かれておりました。災害発生時に自治体職員に求められる身体的、精神的負担は相当なものであり、情報システムの導入で少しでも事務に係る職員の負担を軽減できれば、職員の過労死など二次災害を防ぐとともに、人間にしかできない被災者のサポートにより多くの職員を割り当てられると考えております、ということです。

確かに被災されますと、この対策等以外に事業継続——BCPもしていかなければならないわ

けですから、職員の方の負担というのは非常に大きくなってきています。そういった意味で、こういったシステムを早期に導入して多くの職員が使えるようになれば、災害時に職員の負担を減らして市民の被災者サポートに多くの職員が割り当てられるという、そういった発想をぜひともしていただいて、今後、導入に結び付けてもらいたいと希望するものでございます。

今言っているのは、最終的にこの被災者支援システム、全国のサポートシステムを使うのか、また県主導のシステムを使うのかという二者択一になってくるかと思えますけれども、ぜひ導入をするという目的を持って、このシステムの研修を受けたり、また職員が触れていって体験してもらいたいなという希望を、要望をいたしたいと思っておりますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

続きまして、福祉避難所についてでございます。

本市の福祉避難所は7施設で、その受け入れの可能人数が180人ということで理解をいたしました。しかし、1回目の質問の際に述べましたように、熊本地震では事前の計画で指定していた福祉避難所は176施設、受け入れ予定人数が1,700人と想定しておりましたが、5月22日の時点では73施設341人の利用者にとどまったのが現状でございます。施設面では4割、受け入れ人数では2割しか利用できませんでした。確かに施設が損傷するなどの理由はあったようにございますけれども、とりわけ大きな要因は、スタッフの数が追いついていかないということでもございました。例えば特養ホームが福祉避難所となった場合、職員はもともとの施設を利用していた人に加えて避難者のケアにも追われ、人手不足に陥るのはどうしても避けられません。

そこで1つ伺います。本市の福祉施設の災害時の受け入れ人数は何を基準に決められているのでしょうか。お伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 本市の福祉施設の避難時の受け入れ人数の基準についてのご質問でございますが、先ほどの答弁でも申し上げましたように、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定につきましては、茨城県から平成24年3月に示されました災害時要援護者対策推進基準に基づいて各施設と協定の締結を行っているところでございまして、県から示された基準の中には、受け入れ人数に関する考え方というのはとりわけ示されておりませんので、福祉避難所となります各施設と協議を行い、それぞれ受け入れ可能であるとされた人数をお示しいたしました。7施設合わせまして180名、数値にはそれぞれ差異がございまして、5名から30名の数値の変化はございますが、合計で180名という数字になったものでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 実際災害時には受け入れ予定人数よりも少なくなることを想定して、さらに福祉避難所の指定を増やせる余地が本市にあるのかどうかお伺いいたします。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 実際の災害時には受け入れ予定人数よりも少なくなることを想定してとのご質問でございますが、実際に災害が発生いたしまして、現在協定を締結している施設だけ

では不足が生ずる場合につきましては、常陸太田市地域防災計画の中に文言をうたってございまして、一般の指定避難所において、必要に応じて教室あるいは会議室等を福祉避難所として利用するということといたしてございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） 熊本県など被災した自治体は、災害弱者の受け入れ可能な福祉事務所を少しでも増やそうと、やはりスタッフの確保に急いだそうです。その取り組みを促すために、例えば看護師や介護福祉士などの資格を持ちながら、現在、その職についていない潜在有資格者に協力してもらうことはできないもののでしょうか。その上で被災地外からのスタッフの派遣体制の強化も考えておかなければならないと考えますが、ご所見を伺います。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問にお答えをいたしたいと存じます。

災害時には多くの市民の皆様のご協力が当然必要になってまいりますので、ご発言にございました潜在有資格者の協力なども含めまして、どのようにマンパワーを確保していくのか大きな課題でございます。防災担当はもとより福祉施設関係者等の間でも問題意識の共有を図りながら、今後の研究課題とさせていただきたいと存じます。

○深谷秀峰議長 深谷渉議員。

○6番（深谷渉議員） ぜひともよろしく願いたいと思います。

続きまして、具体的運用の中で福祉事務所の存在があることも、災害弱者の方々やその家族に何らかの機会のときに周知する必要があると思いますが、その点いかがでしょうか。

○深谷秀峰議長 保健福祉部長。

○西野千里保健福祉部長 ただいまのご質問は、福祉避難所の周知ということでお答えさせていただきたいと存じます。

自主防災組織の関係者の皆さんや、避難行動要支援者名簿を策定する過程での民生委員の皆様等のご協力を得ながら、要援護者、あるいはその家族支援者、地域住民の方々に対して周知が図れるよう努めてまいりたいと存じます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） よろしく願います。

続きまして、災害廃棄物についてでございますけれども、おおむね理解をいたしました。茨城県の災害廃棄物処理計画が現在策定中ということでございますけれども、これはいつごろということをお聞きしているのでしょうか。その1点お伺いいたします。

○深谷秀峰議長 市民生活部長。

○樫村浩治市民生活部長 ただいまのご質問でございますが、茨城県のほうに確認をいたしましたところ、計画の方向性についてはおおむね決定をしているというところだそうでございます。ただ、まだ概要等については公表できる段階ではないと、しかしながら今年度中に策定を目途に現在進めているというところでございます。

以上でございます。

○深谷秀峰議長 深谷議員。

○6番（深谷渉議員） ありがとうございます。

常総市では公園に廃棄物が不法投棄されまして、それを事実黙認していったという経緯がございまして、そのために、いろいろな廃棄物が廃棄されました。そして土壌が汚染されたために、その公園が使えるようになったのは7月に入ってからということで、約10カ月近くたってしまったという苦い経験をしているわけでございます。そういったことのないように、事前の計画をよろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、共有資産についてでございます。来年度にはその対策をとっていくという方向でございましたので、ぜひこの取り扱ひ要綱を策定して、早目に市民への周知をぜひともお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、社会的孤立、ひきこもりの社会復帰支援についてでございます。

なかなかひきこもりの実態というのはわかりにくいというのが現実であるかと承知しております。秋田県の藤里町では、平成23年にひきこもりの実態調査を独自で行ってまいりました。15歳から55歳の町民1,293人のうち、113人が長期不就労状態で引きこもっていることが判明したそうでございます。その割合は8.74%に上り、半数以上は40歳以上であることもわかり、ひきこもりの高齢化が明らかになってまいりました。

そういう中で、この対策として藤里町がとったのは、社会福祉協議会が事務を務めるシルバーバンク事業を既存の福祉制度では応えられない地域住民のニーズに対応するように、在宅のひきこもり者や精神障害者が登録する、こみっとバンク事業を誕生させました。課題を抱えた若者がシルバーバンクに登録する高齢者と共同作業を行うことで、世代を超えて支え合う地域づくりにつながることを目指して、高齢化の進む地元地域において、こみっとバンクの必要性は着実に増加していると評価されているそうでございます。地域の作業依頼に応えることで、ひきこもり者、不就労者、障害者等の社会参加機会として、地域住民とともに支え合う地域づくりへ貢献することができるような取り組みだと評価されております。ぜひともこういった不就労者、またひきこもりの方々自由集える場所、藤里町では集える場所として、福祉拠点として「こみっと」というところをオープンして、在宅のひきこもり者、不就労者等を対象に、自由集える場所で、そこでいろいろな対策をとっているという事例がございまして。

今ご答弁いただいたように、現在、ひきこもりサポーター養成事業が県としてまだ軌道に乗っていないということでございました。ぜひとも県のそういった養成事業が軌道に乗り次第、本市としてもひきこもりサポーター事業、派遣事業の実施とともに、ひきこもりの方々の実態把握を常に努めていただきたいという要望をさせていただきます。

以上で私の一般質問を終わりにいたします。

○深谷秀峰議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で、本日の議事は議了いたしました。

次回は、明日定刻より本会議を開きます。

本日は、これにて散会いたします。

午後 1 時 3 2 分散会